

役員各位

●会則の改定案について、お送りします。

赤字	改定箇所
青字	変更履歴
黄色マーカー	疑問箇所
青色マーカー	私見

●学年幹事については、今回触れません。

●来年は大幅に改定してシンプルにした方がよいのかとも思います。
サンプルもお送りします。

●改定・改正・改訂の違いについての参考文書を末尾にいれましたので、ご参照ください。

『県立船橋高校バレーボール部 OB・OG 会』会則
(旧名称：船橋クラブ)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、県立船橋高校バレーボール部 OB・OG 会（以下本会という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員の交流、親睦を図り、県立船橋高校バレーボール部の発展に協力支援することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦のための事業。
- (2) 県立船橋高校バレーボール部の発展に対する協力支援。
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業。

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会の会員は、一般会員と特別会員とする。

2 一般会員は次の者とする。

- (1) 県立船橋高校卒業時バレーボール部在籍者。
- (2) やむを得ない事情による中途退部者で、入会を希望し、同期生全員が承認した者。

3 特別会員は県立船橋高校バレーボール部の現職顧問および同顧問経験者。

(資格の取得)

第5条 会員資格の取得時期は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員は同校卒業時。
ただし、前条2項2号の者は入会申込書を事務局が受理した日。
- (2) 特別会員は、顧問に就任時。

(資格の喪失)

第6条 会員資格は、次の場合喪失する。

- (1) 会員が退会を申し出たとき。
- (2) 会員が死亡したとき。
- (3) 会員が本会の名誉を著しく毀損し、社会通念上除名処分が適当と役員会で決定したとき。

第3章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く

- | | | |
|----------|---------------------|--------------------|
| (1) 会長 | | 1名 |
| (2) 副会長 | | 若干名 |
| (3) 幹事長 | | 1名 |
| (4) 常任幹事 | 別表グループ毎に(取る) | 若干名(1名⇒若干名) |
| (5) 学年幹事 | 同学年会員中男女 | 各1名 |
- ただし、昭和36年以前卒業の学年は除く。
- | | | |
|----------|--|-----|
| (6) 会計幹事 | | 若干名 |
| (7) 会計監査 | | 2名 |

(役員を選任)

第8条 本会の役員を選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長は幹事会の推薦により、総会の承認を得る。
- (2) 副会長は会長の推薦により、総会の承認を得る。
- (3) 幹事長は幹事会の推薦により、総会の承認を得る。
- (4) 常任幹事は**会員の推薦により、役員会で**決定する。

(学年幹事の互選⇒会員の推薦により、役員会で)

- (5) 学年幹事は同学年会員の互選により決定する。
- (6) 会計幹事は幹事会で決定し、会長が委嘱する。
- (7) 会計監査は役員会で決定し、会長が委嘱する。

2 役員に欠員が生じたときは、会長がその補充役員を決定し、直近の総会または役員会に報告する。

ただし、第7条第4号および第5号の役員は除く。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。

ただし、第7条第4号および第5号の役員は除く。

- 2 補充役員任期は、前任役員残任期間とする。
- 3 役員は、再任を妨げない。

~~ただし、原則として2期4年を限度とする。(取る)~~

<シンプル案>

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充役員任期は、前任役員残任期間とする。

(役員の仕事)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行し、会長が欠けた時はその職務を行う。

3 幹事長は、事務局を運営統括するとともに、必要に応じ、幹事会を招集する。

4 常任幹事は、**会員間**の意思疎通を図り意見の集約を行うとともに、事務局業務を分担し、役員会に出席する。(担当学年間⇒会員間)

5 学年幹事は、担当学年の意思疎通を図り意見の集約を行おとともに、事務局業務を分担し、幹事会に出席する。

6 会計幹事は年間予算に基づいて会計業務を行う。

7 会計監査は会計業務の監査を行い、監査結果を総会に報告する。

第4章 会議

(会議の種類)

第11条 本会の会議は、次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 幹事会

(総会)

第12条 定時総会は、会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 必要に応じ役員会の決議により臨時総会を開催することができる。

3 総会は会長が招集し、議長を務める。

4 総会の決議は、出席会員の過半数をもって有効とする。

(総会の議事)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 運営に関する重要事項。

(2) 決算ならびに予算に関する事項。

(3) 役員を選任。

(4) 会則の改正。(改正と改定の違いを理解しているか?)

(5) その他必要と認められる事項。

2 前項1~3号は定時総会に付議しなければならない。(付議の意味は会議に出すこと、承認とはまた違う。)

(役員会)

第14条 役員会は第7条1~4および6号の役員により構成し、会長が議長を務める。

2 役員会の決議は、出席役員の過半数をもって有効とする。

3 会計監査は役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員会の議事)

第15条 役員会は次の事項を審議し、会務を執行する。

(1) 総会付議事項の審議、および事業年度内に発生し、年度内処理を必要とするもの。

(2) 会則について疑義が生じた事項、または会則にうたっていない事項。

(3) 幹事会からの提案。

(4) その他この会則に定める事項。

2 審議決定した事項については、その後の総会に報告する。

ただし、前項第2号については承認を得なければならない。(これも意味不明、13条(4)との違いは？ 13条2によれば、定時総会付議の必要なし?)

(幹事会) (有名無実の会だが手を付けず?)

第16条 幹事会は、幹事長、常任幹事および学年幹事をもって構成し、幹事長が議長を務める。

2 幹事会は、第3条に定める事業の推進に関することおよびその他会務の執行に関し、各学年間の意思疎通を図るとともに意見の集約を行い、必要に応じ役員会に意見具申をする。

(事務局)

第17条 事務局は幹事長、常任幹事、学年幹事および会計幹事からなり、本会に係るすべての庶務・会計を掌る。

2 本会の事務局は幹事長宅に置く。

(届出)

第18条 会員は、住所等連絡先の変更を生じた時は遅滞なく事務局に届け出る。

2 学年幹事を選出したときは遅滞なく事務局に届け出る。

3 常任幹事または学年幹事が交代する場合は事前に事務局に届け出る。

第5章 会計

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(会費)

第20条 会費は、通常会費と特別会費とする。

2 通常会費は、一般会員が次の区分により毎年定時総会終了後、1か月以内に納入する。

(1) 社会人 2,000円/年

(2) 学生 1,000円/年

(3) 同一世帯の夫婦が共に会員の場合各1,500円/年

3 特別会費は、特別な事業を行う場合に別途定め、事業終了後の収支残高は通常会費に繰入れる。

(経費)

第21条 本会の経費は、会費・寄付金およびその他の収入をもって充てる。

(予算)

第22条 本会の予算は総会の承認を得なければならない。

(決算)

第23条 本会の決算は、会計監査を受け、総会に報告する。

第6章 補則

(慶弔)

第24条 本会の慶弔基準は、次のとおりとする。

(1) 会員が、スポーツの振興等に貢献したとしてその功績を国または県から表彰されたとき、またはこれに準ずるとき、お祝い金を贈呈する。

(2) 会員が死亡したとき、生花を献花する。(生花に限定しない方が！弔意？事情に即した弔意を表す、1万5千円は今後負担になると思う)

(3) 顧問が退任したとき、餞別を贈呈する。

2 前項1及び2号の場合、当該会員に会費の滞納があるときは贈呈しないことがある。

(参与)

第25条 本会に、参与を置くことができる。

2 参与は、役員経験者で役員会の推薦により、会長が委嘱する。

3 参与は、役員会に出席し事業運営等に関し助言することができる。

(細則)

第26条 本会則の細部取扱いについては、役員会の議を経て別に細則を定めることができる。

付則

(施行期日)

1 この会則は、平成20年8月31日から施行する。

- 2 この会則は、平成 21 年 7 月 26 日改正。(24 条追加)
- 3 この会則は、平成 22 年 7 月 25 日一部改正。(20 条 2 項改正)

別表 会則第 7 条の常任幹事選出グループ。

- ~~1 グループ 卒業年 昭和 36 年以前 (～1961)~~
- ~~2 グループ 卒業年 昭和 37～40 年(1962～1965)~~
- ~~3 グループ 卒業年 昭和 41～43 年(1966～1968)~~
- ~~4 グループ 卒業年 昭和 44～46 年(1969～1971)~~
- ~~5 グループ 卒業年 昭和 47～49 年(1972～1974)~~
- ~~7 グループ 卒業年 昭和 53～55 年(1978～1980)~~
- ~~8 グループ 卒業年 昭和 56～58 年(1981～1983)~~
- ~~9 グループ 卒業年 昭和 59～61 年(1984～1986)~~
- ~~10 グループ 卒業年 昭 62～平成 1 年(1987～1989)~~
- ~~11 グループ 卒業年 平成 2～4 年 (1990～1992)~~
- ~~12 グループ 卒業年 平成 5～7 年 (1993～1995)~~
- ~~13 グループ 卒業年 平成 8～10 年(1996～1998)~~
- ~~14 グループ 卒業年 平成 11～13 年(1999～2001)~~
- ~~15 グループ 卒業年 平成 14～16 年(2002～2004)~~
- ~~16 グループ 卒業年 平成 17～19 年(2005～2007)~~
- ~~17 グループ 卒業年 平成 20～22 年(2008～2010)~~
- ~~18 グループ 卒業年 平成 23～25 年(2011～2013)~~
- ~~19 グループ 卒業年 平成 26～28 年(2014～2016)~~

~~(注) 第 1 グループ内の学年幹事および常任幹事の職務は幹事長が担任する。~~

「県立船橋高校バレーボール部 OB・OG 会」細則

本会会則第 26 条について下記のとおり定める。

(資格の得喪関係)

- 1 卒業時の新入会員については入会の応否を選択できるものとし、入会を応諾する場合は所定の「入会申込書」を卒業時に事務局に提出する。
- 2 最終学年時県大会最終試合まで在籍していたものは卒業時在籍者とみなす。
- 3 死亡には失踪宣告を受けた場合を含む。
- 4 会員が脱会する場合は文書をもって申し出る。

(総会関係)

5 会員は総会へ議案を提出することができる。この場合は、原則として学年幹事を経由し、事前に提案趣意説明書を付して役員会へ提案する。

ただし、役員会が総会付議事項として適当でないとした場合はこの限りでない。

6 総会へ出席できない場合は原則として委任状を総会前日までに事務局へ提出する。

7 総会の無断欠席者は議案の賛否を議長に一任したものとみなす。

(副会長の職務)

8 副会長が複数いる場合は、会長があらかじめ代行順位を指定しておく。

(役員任期の特例)

9 役員会において適格な役員候補者を推薦できず、やむをえず重任候補者を推薦する場合は理由を付さなければならない。(必要ないと思うが、あえて削除も不要か)

平成 20 年 8 月 31 日制定

平成 21 年 7 月 26 日改正

平成 26 年 7 月 13 日改正 (9 項追加)

ご参考までに

(改定・改訂・改正について)

まず、「改正」と「改定」を比べます。「改正」の方は、読んで字のごとく『改めて正しくする』という意味です。つまり、改まる前の状態が、「正しくなかった」という場合です。正しくないものを、正しい方向に変更するときに「改正」を使います。

「改定」は、『改めて定める』ですから、改まる前の状態が、「正しいか正しくないか」は関係ありません。正しい・正しくないに関係なく、ただ単に、変更する場合は「改定」。

例えば、仕組みや制度に不適切な部分があり、それを正しく変更するときは、制度を「改正」する、と表現します。

燃料代の高騰で運賃が上がる、といったような場合は、正しい・正しくないは関係ないので、料金を「改定」する、と言います。

◆次に、「改訂」ですが、意味としては「改正」に近いのですが、「訂」と言う字は特に文書や文字などを直すときに使われるそうです。ですから、辞書をリニューアルするときには、「国語辞書を改訂した」などと表現します。